

鳥取市地域公共交通総合連携計画(平成21年3月作成)
計画期間:平成21年度～25年度

資料5

地域公共交通調査等事業(平成26年度申請)
定額上限 2,000万円

第2次鳥取市地域公共交通総合連携計画(平成27年3月作成予定)
計画期間:平成27年度～29年度

地域協働推進事業計画の作成・認定申請
計画期間:平成27年度から29年度

国の計画の認定

地域協働推進事業計画事業実施
・平成27～29年度(3年間)
補助金の交付を受ける期間
・平成27～28年度(2年間)
(補助率1/2)

【補助要件の緩和】

●地域協働推進事業の実施を前提に、地域間幹線系統について補助要件の緩和等を実施。

・補助対象期間における1日当りの輸送量が15人を下ると見込まれる場合であっても、地域協働推進事業を実施する系統が、以下のいずれかの要件に該当する場合には補助対象とする特例措置を設ける。

(ア)直近の5年間において1日当りの輸送量が15人以上の念があった系統。

(イ)直近の5年間の1日当りの輸送量を踏まえると、地域協働推進事業の実施により3年以内(補助対象期間3カ年目まで)に1日当りの輸送量が15人以上となることが推定される系統

●競合カット・密度カットの緩和

・補助対象期間における1日当りの輸送量が15人～150人と見込まれる系統で、競合カット及び密度カットが行われている場合であっても、地域協働推進事業を実施する系統は、競合カット及び密度カットについて、算式によりカット(減額)された額の1/2を補助対象経費とする。(結果、補助率が1/2であることから、当該内定補助額はカット対象額の1/4となる。)

ただし、競合区間が80%を超える系統については、引き続き競合カットの適用対象とする。

(参考)地域協働推進事業について全国庫補助路線が対象となつた場合、平成25年の生活交通ネットワーク計画で試算すると、東部全域で 日ノ丸11,646千円、日交4,406千円が新たに交付される。

鳥取市地域公共交通総合連携計画(平成21年3月作成)

計画期間:平成21年度～25年度

地域公共交通調査等事業(平成26年度申請)

定額上限 2,000万円

1) 地域公共交通の現状整理

- ① 地域特性の整理
- ② 地域公共交通の現状整理

2) 地域公共交通に関する市民アンケートの実施

・市民の行動パターンや地域公共交通のニーズ等を把握するとともに、既定計画・実施事業の評価・検証を行うための基礎データを得るために実施

3) 既定計画・事業の検証

- ① 既定計画・実施事業の整理
- ② 関係者ヒアリングの実施
- ③ 既定計画・事業の検証
- ④ 今後の課題・方向性の整理

鳥取市地域公共交通総合連携計画 改定版(案)の作成

パブリックコメントの実施

パブリックコメントや生活交通会議での議論・意見を踏まえ修正

第2次鳥取市地域公共交通総合連携計画(平成27年3月作成予定)

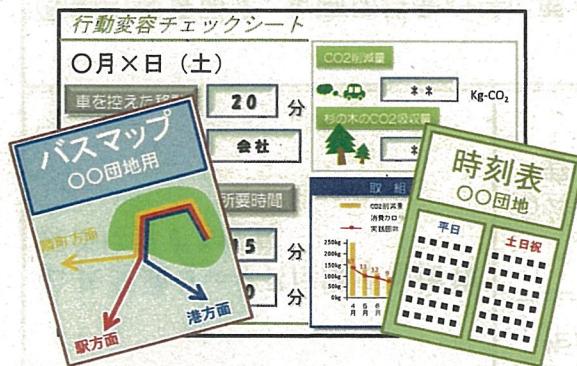
計画期間:平成27年度～29年度

地域協働推進事業費補助金の補助対象①

地域協働推進事業費補助金の補助対象イメージは以下の通り。これらの中から複数事業を組み合わせて実施すること、単独で実施することのいずれも可能である。

補助対象事業のイメージ

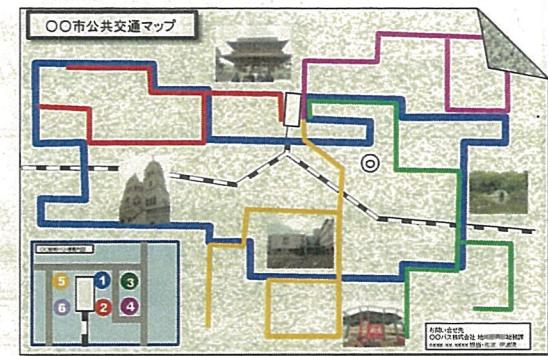
【 】内は関係者のイメージ



①モビリティマネジメント実施 【自治体・交通事業者・住民・学校等】



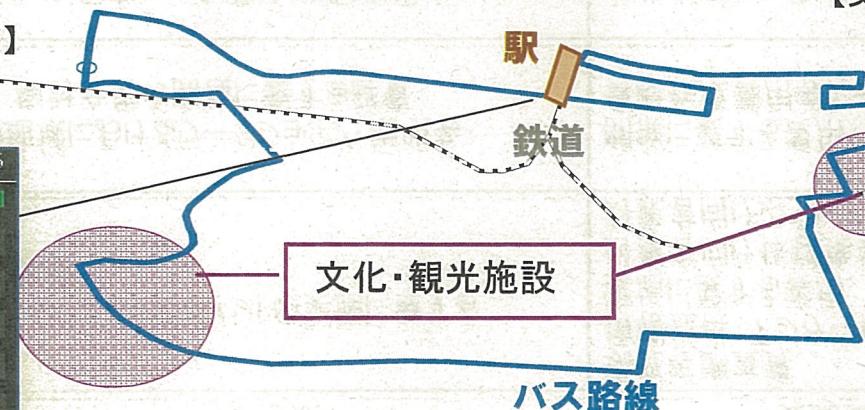
②地域の検討会・説明会開催 【自治体・交通事業者・住民等】



③公共交通マップの作成 【交通事業者・自治体・NPO等】



④乗換情報の提供 【交通事業者・自治体・住民等】



⑤企画切符の発行【交通事業者・自治体・住民・NPO等】

地域協働推進事業費補助金の補助対象②

大分類	小分類	実施要領(具体的経費)
公共交通維持に資する地域ぐるみの利用促進活動に要する経費	①モビリティマネジメントの実施に要する経費	現況等調査費、情報提供・アンケート(事前・事後)・フィードバックの実施に要する費用、対象者向け体験乗車チケットの発行(※1)、対象者向けノベルティの作成に要する費用(※2)
	②地域におけるワークショップ・説明会・検討会等の開催に要する経費	開催に要する費用(会場借料、講師招へい費、資料作成費用等)(※3)
公共交通サービスに関する情報提供に要する経費	③公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費	公共交通マップ、総合時刻表、乗り方案内、パンフレット等の作成・配布に要する費用
	④公共交通・乗継情報等の提供に要する経費	WEBコンテンツ作成費(WEBページの作成費・保守管理費等)、時刻情報等の電子化に伴う環境整備、案内板・ポスター等作成費、運営費、広報費等
⑤割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費		割引運賃の設定・企画切符発行等のためのシステム改修費(※4)、広報費、調査費等

- ・②～⑤の経費については、単独で実施する場合、①に掲げるモビリティマネジメントの一環として実施する場合のいずれも補助対象となる。
- ・運営費(旅費、謝金、消耗品費等)の実費は①～⑤共通で補助対象となる。
- ・実証運行経費については、補助対象経費として認めない。

※1 「お試し用」として配布するものに限ることとし、運賃制度に組み込んで恒常に実施するものを含まない。

※2 アンケートに同封するボールペン等を対象とし、高額なものを含まない。

※3 法定協議会の主催により、地域公共交通の利用促進のための検討、周知又は理解促進のために実施するものに限り、イベント開催費用を含まない。

※4 割引運賃の設定に伴う減収分の補填については、含まない。